

「食品の表示のあり方に対する検討」中間報告書についての意見書

厚生省生活衛生局食品保健課長殿

平成 11 年 1 月 14 日

社団法人農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑中 孝晴

「食品の表示のあり方に対する検討」中間報告書についての意見書

遺伝子組換え体の食品としての実用化等に関しましては、平素より御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

弊センターでは、研究開発プロジェクト、隔離圃場試験、パブリック・アクセプタンス活動等を通して、遺伝子組換え体の研究開発、実用化の推進を図っております。

この度、貴食品衛生調査会 表示特別部会「食品の表示のあり方に対する検討」中間報告書について検討し、弊センターとして大方の基本的な考え方をとりまとめましたので、提出致します。

この意見をご理解のうえ、御高配のほど宜しく御願ひ申し上げます。

食品の表示は、いわゆる景表法に係わるものを除き、食品自体の質に基づきなされるべきものであり、飽くまでも科学的に行われるべきであるとともに、検証が担保されているものでなければならない。

遺伝子組換え食品についても、遺伝子組換えでない食品と同様に、食品自体の質に基づいて表示するか否かを判断すべきであって、遺伝子組換えであるか否かの観点からの表示は適切ではない。

したがって、従来の食品と安全性が同等であると確認された食品については、健康危害の防止という観点からの表示を行う必要はないと考える。

健康上、栄養上従来の食品と同程度と見なし得ない食品については、その特性により必要に応じ適切な表示が求められよう。また、安全性評価指針の内容の見直しにも言及されているが、その際には遺伝子組換え技術の進展を阻害することのないよう配慮する必要が

ある。

なお、遺伝子組換え技術は画期的な新しい技術であることから、遺伝子組換え食品に不安感をもつ消費者がいることも事実である。このような不安感をなくすために、何よりもまず消費者が安全性評価手法、技術の本質、研究開発・実用化状況、製造・流通状況等を正しく理解することが重要であるので、あらゆる機会をとらえて国、地方自治体、関連企業等が情報の提供を行うことが必要である。

また、遺伝子組換え食品の表示については、国際機関で具体的な検討が進められているので、それとの整合性についても配慮することが必要である。

以上